

階段	種類	No.	内容	影響	負担者		対処・備考等	
					発注者	事業者		
共通	制度関連	税制変更	1	消費税の変更	費用増減			減税措置があった場合には減額変更を行う。
			2	本事業又は発注者が所有する庁舎の建設、維持管理に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制変更	費用増減			
			3	一部の税制変更・新設による費用増加のうち、費用増加が明らかに確定可能で事業者の工夫による税額の増加抑制が不可能なもの	費用増減			
			4	上記以外の税制変更・新設による費用増加	費用増加			
		許認可の取得等	5	事業者が取得すべき許認可取得の遅延	費用増加 遅延			施設供用開始遅延については、業績監視に基づく支払の留保及び遅延損害金の徴収(相殺を予定)を想定している。
			6	発注者が取得すべき許認可取得の遅延	費用増加 遅延			遅延の場合は、工程の見直しを行い、事業期間中に必要な事業費を支払う。
		法令の変更	7	発注者の施設や警察施設等に限定して変更がなされる場合やPFI事業に関する法令変更などの法令の変更・新設による費用増加等	費用増減			減額が明確となる法令変更があった場合には減額変更を行う。
			8	上記以外の法令変更等による費用増加等	費用増加			
	社会リスク	住民等の要望活動	9	発注者の提示条件に関する地域住民等の要望活動・訴訟に起因する事業の遅延による費用増加	費用増加 遅延			遅延の場合は、工程の見直しを行い、事業期間中に必要な事業費を支払う。
			10	上記以外の住民等の要望活動・訴訟に起因する事業の遅延による費用増加	費用増加 遅延			発注者が直接負担する費用の増加については、事業者が損害賠償を行う。 施設の供用開始遅延については、業績監視に基づく支払の留保及び遅延損害金の徴収(相殺を予定)を想定している。
		環境の保全	11	電波障害防除対策の費用の増加	費用増加			
			12	発注者が提示した実施条件による事業の実施が、騒音や水質汚濁、大気汚染、振動、風害等環境に及ぼす影響への対策	費用増加			発注者が負担する場合でも、事業者は費用増加の回避に極力努めること。 遅延の場合は、工程の見直しを行い、事業期間中に必要な事業費を支払う。
			13	上記以外の場合の事業の実施が騒音や水質汚濁、大気汚染、振動、風害等環境に及ぼす影響への対策。(事業実施において通常想定される影響等を含む。)	費用増加			
		第三者賠償	14	施設の引渡し前に発注者の提示条件により第三者への損害を与えた場合の賠償責任	損害賠償			保険等又は同等の措置を超えるものは発注者が負担する。
	15		施設の引渡し後に発注者の提示条件により第三者へ損害を与えた場合の賠償責任(事業者に起因する場合を除く。)	損害賠償				
	16		上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	損害賠償				
	経済リスク	金利	17	金利変動による費用の増加	費用増加			金利変動に伴う支払の改定は原則として行わない方針。 金利の設定時期は入札公告時に示す。
		資金調達	18	必要な資金の確保に関すること	遅延等			施設の供用開始遅延については、業績監視に基づく支払の留保及び遅延損害金の徴収(相殺を予定)を想定している。
	債務不履行リスク	事業の中止・延期	19	発注者の指示、国会の不承認による事業の中止・延期	遅延/中止			遅延の場合は、工程の見直しを行い、事業期間中に必要な事業費を支払う。
			20	上記以外の事由による事業の中止・延期(不可抗力リスクを除く)				施設供用開始遅延については、業績監視に基づく支払の留保及び遅延損害金の徴収(相殺を予定)を想定している。 発注者は事業者に損害賠償を求めることがある。
		構成員の債務不履行	21	構成員及び協力会社の事情に起因する事業悪化				発注者は構成員及び協力会社の変更を求めることがある。
	下請け事業者管理責任	22	事業者が発注する契約の管理・内容変更等					
	不可抗力		23	要求水準等で示される、発注者の想定範囲内の規模の天災(地震等)による被害に対する費用の負担				
			24	上記以外の不可抗力リスク(事業者の債務不履行による二次的被害を除く)				建設工事費等あるいは当該年度維持管理費の1%を超えるものについては発注者が負担する。1%を超える分については、保険等により填補される部分がある場合は、これを超える部分を発注者が負担する。

階段	種類		No.	内容	影響	負担者		対処・備考等
						発注者	事業者	
契約前	契約締結リスク	契約未締結・遅延	25	発注者の帰責により契約が未締結又は遅延	遅延			遅延の場合は、工程の見直しを行い、事業期間中に必要な事業費を支払う。
			26	事業者の帰責により契約が未締結又は遅延	遅延			施設供用開始遅延については、業績監視に基づく支払の留保及び遅延損害金の徴収(相殺を予定)を想定している。 発注者は事業者に損害賠償を求めることがある。
建設段階	調査・設計	調査の誤り	27	発注者の調査の誤りに起因する費用増加または遅延				ただし、発注者が実施した内容に誤りがあることの報告を怠った場合または誤りであるおそれがあるにもかかわらず事前に指摘しなかった場合を除く。
			28	上記以外の調査の誤りに起因する費用増加または遅延				原則として、調査を実施したものが負担する(土地の瑕疵は発注者負担)。
		設計変更	29	設計の合意後に発注者の指示、変更により設計変更したことによる工事費用等の増加	費用増減			減少した場合は減額変更を行う。
			30	上記以外による設計変更したことによる工事費用等の増加	費用増減			
		設計等費用	31	発注者の指示、変更起因する設計等費用の増加	費用増減			減少した場合は減額変更を行う。
			32	上記以外による設計等費用の増加	費用増減			
		工法欠陥	33	技術、工法等の欠陥による被害	費用増加 損害賠償 費用増加			
	経済	物価変動	34	契約時点以降の物価変動に起因する調査設計費用及び工事費用の増加				
	建設リスク	工事完了の遅延	35	発注者の指示、変更起因する工事完了の遅延	遅延			費用増加が不可避な場合は、増額分を支払う。 遅延の場合は、工程の見直しを行い、事業期間中に必要な事業費を支払う。
			36	上記以外による完了の遅延	遅延			発注者は支払の留保を行う。また事業者は引渡し相当額につき年5%の割合で計算した遅延損害金を支払う。
		工事費増減	37	発注者の指示、変更起因する工事費の増加	費用増減			減少した場合は減額変更を行う。
			38	上記以外による工事費の増加	費用増減			
維持管理運営段階	性能	不適合	39	要求性能不適合、施設・設備の瑕疵				
		性能変更	40	発注者の指示による要求水準変更の費用増加	費用増減			要求水準については、見直しを実施することがある。費用が減少した場合は減額変更を行う。
	施設損傷		41	第三者による施設の損傷	補修費用 発生			保険等又は同等の措置を超えるものは発注者が負担する。
			42	事業者による損傷				
	施設改修等	施設改修	43	発注者の事由による施設改修の発生	改修費用 発生			組織変更に伴う間仕切り壁の変更や政策的な改修など。
			44	要求水準に適合させるための改修工事実施及び費用の負担	改修費用 発生			
			45	発注者の事由により工事着手できなかった場合の施設水準の低下	サービス 低下			施設水準の低下による減額措置は行わない。
	経済リスク	物価変動	46	契約時点以降の物価変動による費用の増加				別途定める「PFI事業費の算定及び支払い方法」に従い対価の改定を行う場合がある。当算定方法の対象外の変動については事業者の負担とする。
	その他	運営開始の遅延	47	発注者の事由による入居時期の遅れによるもの				遅延の場合は、工程の見直しを行い、事業期間中に必要な事業費を支払う。
			48	上記以外による遅延(不可抗力リスクを除く)				施設供用開始遅延については、業績監視に基づく支払の留保及び遅延損害金の徴収(相殺を予定)を想定している。 発注者は事業者に損害賠償を求めることがある。
支払遅延・不能		49	発注者の事由による支払いの遅延・不能					
終了時	手続終了時の連続関係	施設の性能	50	事業期間終了時における要求性能水準の保持				
		終了手続き	51	事業の終了時の手続きに関する諸費用の発生及び事業会社の精算に必要な費用				